

20歳になったら 国民年金に加入しましょう

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、とても有利で安心な制度です。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入し保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入の手続き

学生や自営業者などの方は、20歳の誕生日の前に日本年金機構から届く「国民年金資格取得届」に記入し返信用封筒で返送してください。

保険料の猶予・免除

国民年金の第1号被保険者の平成24年度保険料額は、月額14,980円です。

学生やフリーターで、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、老後の年金が受けられなかったり、年金額が低くなる恐れがあります。また、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

平成25年1月末から「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を開始します

年金記録問題の解決に向けて「ねんきん特別便」などを送付し、年金記録の確認をお願いしてきましたが、いまだに約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。このため、年金記録問題への新たな取り組みを実施します。

ご本人の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、岐阜南年金事務所にご相談ください。

また、今月末から「ねんきんネット」を活用して、持ち主不明の記録の中に、ご本人の記録があるかどうか調べることが可能となります。詳しくは、専用ダイヤル(☎0570-058-555)にお問い合わせください。



知ってください！ 住宅用火災警報器の必要性

住宅用火災警報器は、家の中で火災があった際、煙や熱を感知して警報音を鳴らし、火災を知らせる機器です。新築・既存すべての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務化され1年以上たちますが、皆さんのご家庭では設置は完了していますか？

羽島郡管内では6月現在、住宅用火災警報器の設置率が70.9%で、岐阜県内の71.3%、全国の77.5%（総務省消防庁発表）を下回る結果となっています。

なぜ、住宅用火災警報器は必要なのでしょう？

住宅からの火災による死者の約7割の原因が逃げ遅れとなっており、特に65歳以上の高齢者の割合が高くなっています。要因は、就寝中に火災の発生に気が付かなかつたり、なんらかの理由で逃げ遅れたり、火災に気づいていないことが考えられます。火災を早期に発見することで、初期消火や早期の避難を促し、火災による死者数を減少させるために、住宅用火災警報器は必要なのです。

大切なご家族の命を守るために、住宅用火災警報器の設置を必ずお願いします。

設置箇所は、羽島郡広域連合のホームページ(<http://www.hashimagun-fd.jp/>)をご覧ください。

ご不明な点は最寄りの消防署までご連絡ください。
西消防署 ☎388-1195
東消防署 ☎246-0119

